

## 長野県私立高等学校等奨学給付金支給要綱

平成 26 年 8 月 7 日 26 私高第 118 号  
改正 平成 27 年 7 月 30 日 27 私高第 113 号  
改正 平成 28 年 6 月 27 日 28 私高第 74 号  
改正 平成 29 年 7 月 7 日 29 私高第 76 号  
改正 平成 30 年 7 月 2 日 30 私第 89 号

### (趣旨)

第1 この要綱は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等が負担する授業料以外の教育に必要な経費に充てるための私立高等学校等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 私立高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。以下「高等学校等」という。）のうち、国、独立行政法人国立高等専門学校機構及び地方公共団体以外の者が設置する高等学校等をいう。

#### (2) 高校生等

私立高等学校等に在学し、次のいずれかに該当する者（平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年に入学した者に限る。）をいう。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等は除く。）が措置されている者は除く。

ア 法第 3 条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）

イ 高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文科科学大臣決定）第 3 条の規定により補助対象とする者として知事が認める者（高等学校等学び直し支援金の支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）

#### (3) 保護者等

法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。

#### (4) 通信制

高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科をいう。

#### (5) 基準日

当該給付金の支給を受ける年度の 7 月 1 日をいう。ただし、7 月 2 日以降に入学することが定められている高等学校等に入学する者は、当該入学の日とする。

### (受給資格者)

第3 給付金の支給を受けることができる者は、当該年度の基準日に私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等であって、長野県内に住所を有する生活保護受給世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である者とする。

- 2 前項の規定において、当該年度の基準日が7月1日となる高校生等が、当該基準日に休学している場合は、当該年度の10月1日までに復学した場合に限り給付金の支給を受けることができるものとする。また、当該年度の基準日が10月2日以降となる高校生等の保護者等は、当該年度の給付金の支給を受けることができないものとする。

(支給額)

第4 高校生等1人当たり支給額(年額)は、別表に掲げる区分に応じて定める額とする。

(申請手続)

第5 給付金の支給を受けようとする者は、別に定める日までに長野県私立高等学校等奨学給付金支給申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、給付金の受領を第三者に委任する場合は、長野県私立高等学校等奨学給付金口座振込依頼書兼委任状(様式第5号)を提出するものとする。なお、長野県内に設置されている私立高等学校等(以下「県内の私立高等学校等」という。)に在学する高校生等の保護者等は、県内の私立高等学校等の長(以下「学校長」という。)を通じて提出するものとする。

- (1) 別表の生活保護受給世帯に該当する者

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助の措置状況がわかる証明書(生活保護受給証明書)。

- (2) 別表の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯に該当する者

ア 基準日の属する年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類(課税証明書、非課税証明書等)

イ 基準日現在、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は、その扶養状況がわかる書類又は申請書内での「扶養親族等の状況について」の申し出及び誓約

(受給資格の認定)

第6 知事は、第5の規定により書類の提出があったときは、当該書類により審査を行い、受給資格の認定又は不認定を決定するものとする。

- 2 前項の規定により受給資格の認定又は不認定を決定したときは、その旨を長野県私立高等学校等奨学給付金支給決定通知書(様式第3号)又は長野県私立高等学校等奨学給付金不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。なお、県内の私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対する通知は学校長を通じて行うものとする。

(給付回数)

第7 給付金の支給は、1人の高校生等につき年1回、通算3回(ただし、定時制及び通信制の私立高等学校等に通う高校生等は通算4回)を上限とする。また、第2(2)イに該当する者については、この回数に加えて最大で2回を上限とする。

- 2 前項に定める回数には、他の都道府県及び長野県教育委員会から同様の支給を受けたものを含めるものとする。

(返還)

第8 給付金の支給後に、世帯状況等が変化し、又は高校生等が休学若しくは退学等した場合であっても、当該給付金の返還は求めないものとする。ただし、虚偽の申請を行ったこと等により、給付金を不正に受給したことが明らかになった場合は、返還を求めるものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の給付金から適用する。

(別表) (第4関係)

区 分		支給額 (年額)	
① 生活保護受給世帯 当該年度の基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯		52,600円	
② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯 (①の生活保護受給世帯を除く)	通信制以外	第1子の高校生等	89,000円
		ア 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 イ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳 (中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等	138,000円
	通信制	38,100円	

(注) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て38,100円とし、通信制以外の高校生等は全て138,000円とする。